

「市民後見憲章案」の公表について

2014年6月30日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 松井秀樹

当法人が、超高齢社会の到来に伴う後見人需要の増加に対応するため『市民後見人』の養成・供給を提言してから9年。老人福祉法等の改正や厚生労働省による市民後見推進事業の実施などを契機に、全国各地で市民後見人育成事業が始まろうとしている。先行する地域の例によれば、市民後見人の活動は、当初目された後見人の担い手不足を補うという効果に止まらず、専門職とは異なる市民らしいきめ細やかな後見人活動にその意義が見出されるに至っており、市民後見人の定着は我が国の成年後見制度の姿に大きな影響を与える可能性をはらんでいる。そして、同時に、地域社会における権利擁護のあり方に変化を及ぼすことも期待されている。

しかし、市民後見人を育成しようとするこの萌芽が順当に育ち社会に定着するか否かは未だ不透明である。市民後見人が地域の権利擁護を担う確実な社会資源となるためには、地域福祉の一端を担おうとする市民の志に十分に応えられる持続可能な仕組みや環境を整えることが課題となる。

当法人では、市民後見人活動とそれを実施するための仕組み及び環境を、総じて「市民後見」と称し、その目指すべきところとして「市民後見憲章案」を策定した。「市民後見」を一つの文化に育て、より良き社会を求めようとする思いを、具体的に表したものである。

この「市民後見憲章案」が各地の市民後見人育成事業において採択されることにより、「市民後見」が揺るぎない存在として我が国に定着することを願い、また当法人がこの憲章案に表された精神を具現化するよう努めることを誓うものである。